

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する 意見書

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成30年1月18日厚生労働省令改正、平成30年4月1日施行）において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、経過措置期間として令和3年3月31日までの間と定められました。

介護支援専門員が主任介護支援専門員になるためには、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、主任介護支援専門員研修（70時間）を受ける必要があります。

しかしながら、沖縄県内の居宅介護支援事業所・介護支援専門員の現状は、「実務経験が足りなくて研修が受講できない」「1人ケアマネ、小規模事業所のために研修を受講したくても経済面や事業運営面で受講できない」等容易に研修が受講できない状況にあります。

経過措置期間が令和3年3月31日に終了した場合、県内の事業所で主任介護支援専門員を確保できないことにより廃業または休止による事業所の閉鎖が生じ、高齢者に必要な介護サービスが提供できない重大な社会問題が発生することが懸念されます。

そのような現状を踏まえ、全国的にも日本介護支援専門員協会を初め多くの自治体（保険者）が経過措置期間の延長を訴えております。

特に、島しょ県である沖縄は、他の都道府県よりも介護サービスを利用する高齢者を初め居宅介護事業所、保険者の介護サービス基盤に大きく影響するものと想定されます。

よって、政府におかれては、沖縄県のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上（令和6年3月31日）まで延長すること。
2. 介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣